



鶴居村

議会だより

発行 鶴居村議会
編集 広報調査特別委員会

議会は村民の皆さんと村政を結ぶパイプ役です。

幕明け



- ◆ 第4回 定例会
 - ◆ 一般質問
 - ◆ 補正予算
 - ◆ 委員会活動
 - ◆ 第2回 臨時会
 - ◆ 読者の声
 - ◆ シリーズ 議会Q&A



賀 春



新年明けましておめでとうございます

希望に満ちた新年をご家族お揃いでお迎えのこととお慶び申し上げます。

村民の皆様には、日頃から議会に対しまして、暖かいご理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年は統一地方選挙が行なわれ、本議会も定数2名減とし10名体制で新たな船出をしたところであります。

一方、地方の経済は依然横ばい状態が続き、景気回復傾向にある都市部との地域間格差が広がり、さらに原油高による石油関連商品の高騰が拍車をかけ、地域住民の生活は節制節約を余儀なくされ疲弊の色を濃くしております。

そうした中、住民待望の乳製品の製造販売がされ、好評を博しておりますところ、チーズは国内のコンテストにおいて農林水産大臣賞を受賞し、原料生産から製造販売までの鶴居産の乳製品が、国内最高との折り紙がつき、村民は喜びと共に自信と誇りが芽生えた年でありました。

今年は、村づくりの柱となる第4次鶴居村総合計画がスタートします。

住民の信託を受ける議会としましては、より高い次元で独走性独自性の議会運営を図り、健全で効率的な行財政運営が執行されるよう監視機能を強化すると共に、調査報告等による透明性を確保しなければなりません。

何卒、住民皆様の格別なるご指導ご協力のお力添えをお願い申し上げます。

最後になりますが、今年一年、皆様のご健勝でご多幸な年であることを祈念いたしまして、新年のご挨拶と致します。



庶務係長

伊藤 真弓

事務局長

土居 孝之

〃

東 隆行

〃

吉田 保博

〃

武藤 清隆

〃

秋里 廣志

〃

瀬川 勝巳

〃

久保田武男

〃

松井 広道

議員

大津 泰則

副議長

大山 尚良

議長

松井 宏志





条例の制定

▶ 鶴居村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 週間の勤務時間、週休日及び年次有給休暇等の改正です

▶ 鶴居村一般職員給与条例の一部を改正する条例の制定について

鶴居村一般職員給与条例の一部を改正するものです

▶ 鶴居村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の育児休業等に関する法律の一部を改正するものです

▶ 鶴居村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

国民健康保険税を年金から特別徴収する制度改正に伴う条例の一部改正であります

▶ 鶴居村の特定の事務の郵便局における取扱いの指定について

郵政公社の民営化に伴い、郵便局における扱いに関する法律の一部改正です（幌呂郵便局）

第4次鶴居村総合計画基本構想

第4次鶴居村総合計画の基本構想が示されました。「総合計画」は、市町村が地域づくりを進める上で最も基本となる計画です。

鶴居村は、これまで3回にわたって「総合計画」を策定し、それぞれの目標や計画に沿ってむらづくりを進めてきました。「第4次総合計画」は「第3次総合計画」の期間が満了するのを受けて、新たに策定するものです。

基本構想は平成29年度（2017年）を目標年度として、目標とする「むらづくりテーマ」と、それを実現するための個別の目標を示したものです。

むらづくりテーマ「夢・チャレンジ 鶴居びと～四季の詩が流れる大地～」

● 基本目標

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| I ひとを育てるむらづくり | II たくましい産業とにぎわいのむらづくり |
| III 暮らしの安らぎを高めるむらづくり | IV とともに考え、行動するむらづくり |

議会においては、2月28日と期限をつけて議長をのぞく全員で審査特別委員会を設置し、委員長に大山尚良委員、副委員長に瀬川勝巳委員を選出し、今後議論をしてみたいです。

一般質問

12月11日開催の定例会で 8人の議員が11件質問

質問・答弁ともに要旨要約して掲載しました。

後期高齢者の医療制度は？

村の試算、道平均より安い保険料！

大山議員

昨年六月に成立した、医療制度改革関連法に基づき、平成二十年四月から「後期高齢者医療制度」がスタートしようとしています。すでに、関連法の一部が実施されており、高齢者にとっては収入に比べてはあります。負担増になっております。

そこで来年四月から実施されます後期高齢者の医療制度について次の四点について伺います。

- ① 保険料を支払う対象者は、七十五才以上全員か。
- ② 保険料はいくらか。
- ③ 制度上、国民健康保険、組合健保等との関係は。
- ④ 激変緩和措置はどうか。

日野浦村長

高齢者の特性を踏まえた新しい医療体系を構築するとともに、増大する高齢者医療費を安定的に賄い、持続可能な制度として平成十八年六月二十一日公布、平成二十年四月一日施行されることになりました。

運営は、北海道内一八〇の市町村が構成員となり設立した「北海道後期高齢者医療広域連合」が、その事務を処理することになっております。

① 対象者は七十五才以上であるが六十五才以上で一定の障がいがあると認定された方も対象となります。本村では七十五才以上は三三二名となっております。

② 一人当たり平均保険料は全道平均より八八二〇円安い七七、四六〇円であり、納付については、保険料が決定されたのち、年金から自動的に支払われる仕組みです。

③ 現在加入している国民健康保険などから脱退しこの制度に加入することとなります。

④ 保険料の負担軽減は、所得の低い世帯の被保険者は、世帯の所得水準に応じて軽減されます。



介護予防運動

75歳以上の医療に支援策を！

福祉全般を見直し検討

久保田議員

七十五歳以上の高齢者を対象に、後期高齢者医療制度が、来年四月から始まる。

従来の国民健康保険から別立になり、保険料は、北海道広域連合の試算では、年間一人当たり平均八六、二八〇円と高額である。また、保険料の支払いは、年金から天引きされるので、高齢者の生活が圧迫される。

誰もが安心して医療が受けられるよう次の事項を伺います。

- ① 保険料が高額で、年金から強制的に天引きされる。更に介護保険料も年金から引かれるので、高齢者の生活は著しく圧迫されるので、村は、低所得者に対して支援措置を講ずるべきでないか。
- ② 制度内容について、住民への周知徹底が重要ですが、どのように行うのか。
- ③ 電算事務等の準備と人的体制の整備は。
- ④ 負担金や諸費用等、新たに村の費用は幾らになるのか。

日野浦村長

① 低所得者への対応ですが、所得の低い世帯は、所得水準に応じて保険料の軽減対策が講じられ、また、被用者保険の加入者に扶養され、これまで保険料の負担がなかった方に対しては、

激変緩和措置等がなされます。

村の試算では、低所得者の保険料は、従来の国保税より安くなるようであり、現在は、村独自の支援策は考えて居りませんが、今後、福祉行政全般を見直し検討して参りたいと考えています。

② 住民への周知は「広報つるいに掲載して参りましたが、近々、リーフレットを村民に配布し制度内容の周知を図ります。

③ 事務事業の電算システムは、大幅に改修が必要ですが、現在、順調に業務が執行されています。また、人的体制は、来年四月から、保険料の徴収、各種申請、届出等の窓口業務を行うこととなるので、今後、事務量等、充分考慮し職員の配置を検討します。

④ 新たな制度の取り組みにより、新たに発生する費用は、北海道後期高齢者医療広域連合への共通経費として一、七八六千円、事務費等で三〇〇千円程度になります。



介護用ベット

次期村長選に出馬し鶴居村の発展のため全力で取り組む

村民の意思確認で自立の道を選択し、日野浦村政がスタートしてから来年五月で任期が終わろうとしておりますが、国政レベルでは地方分権の名の下に進められている合併や道州制の導入、道では財政の再建に伴う行財政改革、特に支庁再編案が示されているいと議論されておりますが、村長はこれらの問題をどのように受け止めておられるのか、また、ご自身の村政の続投問題をどのようにお考えなのか伺います。

堅持できたものと思っております。さて、一点目の合併新法や道州制、更には支庁再編問題についての質問についてであります。平成十二年四月一日に地方分権一括法が施行され、従来国が様々な分野において持っていた許認可などの権限を、地方が行った方が効率的なものは、国の関与を減らし地方に権限を委譲、地方のことは地方で判断できる地域主権型社会を構築することにしたしました。しかしながら、北海道のような広大な行政面積を有する自治体での合併は多くの課題が顕在していると

平成十六年に立候補した当時、私は鉦路市を含む市町村合併に對して多くの村民の意見が十分反映されている状況には無く、村民が納得しないまま合併を前提に協議が進行していると感じておりました。そのような事態を私は憂慮し、多くの村民の意思を確認する必要があることから村長選挙に立候補し無競争で当選の榮譽を与えられた次第であります。従って厳しい地方交付税の交付状況等に速やかに対応した行財政改革を実行しながら堅実な財政運営に意を用いたことから現在まで健全な財政を

「酪楽館」今後の運営について
 現行の製造ラインを最大限有効活用し、慢心することなく製造にあたる



今年より販売を目的としてチーズ製造に取り組んできた酪楽館ですが、先日、第六回オールジャパン・ナチュラルチーズ、コンテストに於いて、最高位の農林水産大臣賞を受賞する快挙を成し遂げたところであります。

この受賞の経過の報告と対応、また、酪楽館の運営方針も、この受賞により対策が必要と思いますが、考えを伺います。

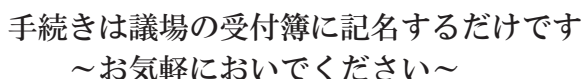
去る十一月二十一日東京ドームホテルにおいて、ハード部門やフレッシユ部門など八部門で中央酪農会議主催により開催されました。

全国から五十社一一九商品の出品があり、北海道から二十六社六十二商品の出品で六名の審査員により審査されました。鶴

居村からハード熟成六ヶ月未満の部と三ヶ月未満の部に出品したところ、上位三十品に与えられる優秀賞に二商品とも入賞し、さらにその中で最高位である豊林水産大臣賞にハード六ヶ月未満の部出品の「鶴居 ゴールドラベル」が選出されました。

今後の対応と運営方針、対策ですが、コンテスト以後取引依頼が数多く入っており、その対応に追われている状況ですが、在庫量はもともとと少なく、供給が追いつかないため、道内チーズ専門店等を新規取引先とした所です。現在週三回四十kg生産で年間六トン程度の製造を見込んでいますが、今後、増産確保のため日数確保や技術員或いは機器の増量など検討し、さらに品質の維持向上をしながら製造量に見合った販売計画を考へます。慢心することなく製造にあたって参りたい。

村政・議会はあなたのために……



鶴居診療所の取り組みについて

経費削減に努めより充実した医療の提供を

吉田議員

住民が安心できる医療の提供として、診療所が運営されていると思います。現に、住民の方々が体調を崩したり、心の拠り所として利用されている所だと思っています。しかし、前年十八年度の決算書を見ますと歳出七、一九四万二、三一六円となっており、歳入の診療収入は四、九九九万四、一一〇円、諸収入を入れて合計五、〇四六万七、八六〇円、不足額を一般会計より二、一四七万四、四五六円を繰入れしている状況です。

今後自主財源確保の見通しは、また、運営取り組みについて伺います。

日野浦村長

自主財源の確保の見通しですが、平成十九年度診療収入見込額を対前年度七〇〇万増の五、七〇〇万円と計上し、また、一般会計繰入見込額は対前年度七四七万円減の一、四〇〇万円と見込んだ所です。診療所会計も例年どおり推移していくものと予想され、一般会計からの繰入



金に依存する体制は変わらないところでありますが、経費削減に努める必要があると考えます。運営取り組みですが、現状の診療体制を維持し、診療収入として現われてこない乳児健診、一歳半、三歳児、学校検診、各種予防接種を従前どおり実施し、住民の方々の多様なニーズに対応し、より利用しやすく安心して日常生活を過ごすことが出来るよう、より充実した医療の提供に努めて参ります。

全国学力・学習状況調査について

知識より活用に課題がある

秋里議員

今年の四月に四十三年ぶりに行なわれた、小学六年生と中学三年生を対象とした、全国学力・学習状況調査の都道府県ごとの結果が公表されました。

北海道は、全国ランクで下から二番目、中学校は下から四番目と最悪の結果に、道内の関係者に大きな衝撃を与えました。

鶴居村の結果は、どのような状況になっているのか、その結果に対する課題・対策があるとするならどのように対応されるのか併せて伺います。

国安教育長

今年の四月二十四日に「全国学力・学習状況調査」を実施し、本村においても五校の小学校六年生二十八名、中学校三年生二十八名が参加しました。

調査結果については、小学校の国語・算数ともに主として知識問題については、非常に高い正答率となっているが、主として活用問題では劣っている傾向になっております。

中学校の国語・数学についても小学校同様、知識より活用に関する課題があるという結果になっております。

福祉灯油事業の導入を!!

国道の動き等を含めた社会情勢を見極め検討したい

武藤議員

原油価格の上昇により、ついに灯油価格が一〇一〇円を突破しました。また、合わせて食料品等の生活必需品も十%前後の値上がりの中、特に高齢者・一人

親世帯の生活を直撃している現状です。そこで、これから厳冬期を迎えるにあたって、福祉灯油事業を導入し、少しでもこれらの方々を支援することができないか、村長の考えを伺います。

日野浦村長

現在灯油価格等の高騰により



村民の生活を圧迫している事は充分承知しています。福祉灯油事業は管内では、本村を除く一市六町で実施されていますが、本村で



次に結果に対しての対応策ですが、各学校においては、学校毎の結果を基に分析・検討し、三学期そして新年度に向けて、具体的な方策を講じるために更なる分析・検討を進めているところであります。教育委員会といたしましても更に「本調査結果」の分析・検討を進め、各学校に提示するとともに、新年度の教育行政方針の中にも位置づけ、村を挙げて村内児童生徒のレベルアップに寄与して参りたい。

は他に例のない数多くの福祉政策を実施していることから難しい面はありますが、今後の国・道の

動き等を含めた社会情勢を見極めながら今後の検討課題としたい。

介護支援策充実について

介護予防事業を中心に更なる介護支援に努める

武藤議員

国の医療費、介護費用抑制事業の下、今後、医療機関では、相次いで療養型ベットの廃止が進められようとしています。そこで「介護難民」続出か!!と心配されています。現在本村では、他には見られない手厚い施策がとられています。更に高齢化進展が予想されることから、今後においても万全の体制を敷いて要介護者、また、その家族を支える必要があると思いますが、村長の考えを伺います。

日野浦村長

国は平成二十三年度末をもって介護療養型医療施設を廃止することの内容とする健康保険法の一部を改正しました。これを受け現在、道では療養病床の再編を進めるための「北海道地域ケア体制整備構想」を進めています。

本村での介護政策の実態は、在宅介護支援策においては全道・

全国に類を見ない各種の支援策を講じていますし、また、施設サービスにおいても養生邑が運営します「介護療養病床」または老人保健施設「えんれい荘」を利用しています。両施設とも、常に満床で入所待ちの方が、常時数十名いますが、村内の方については現在入所待ちの方はなく、過去においても在宅の方が入所希望された場合、概ね一・二週間で入所できる実態にあります。

国は現在、介護予防事業を推進していますが、本村でもこれ



らを受け、保健師を増員し保健・医療・福祉の各分野において支援体制を強化し、今後とも養生

邑との連携を密にしながら一般高齢者、在宅介護者、施設入所者及びその家族が不安なく暮ら

タンチョウによる農業被害対策は?

農業被害の実情・状況を国へ強く訴えていく!

瀬川議員

タンチョウも生息調査で千羽を超え、保護面から見れば大変喜ばしい状況であるが、農業被害は増加しつつあります。

先般の報道では、越冬用トウモロコシのビニールに穴をあけ、今後の貯蔵に心配される状況にあります。村ではこのような事態を前もって予測されていたかお伺いします。

また国及び道に対して強く呼びかけ、農業被害を最小限に収まるよう、情報の提供等適切な対策を考えますが今後の対応に

ついて伺います。

日野浦村長

農業作物、特にデントコーン播種時の採食被害を始め、近年は牛舎及び給餌場等に侵入採食したり、先般報道のようにビニールシートに穴を開け盗食は、農家等の立場からすれば、憂慮すべき問題であります。今までも給餌中の盗食はあったと認識しておりますが、今回の盗食は、関係機関にとって想定外でした。

当初食害の問題が発生していたのは下雪裡周辺と認識しておりましたが、この数年下久著呂

観光振興の拠点施設の整備を

観光拠点の整備は、前向きに協議検討を行う

大津議員

本村においても、有志で体験農場や農作物の販売を行いグリーンツーリズムの兆しが見えてきており、そして、チーズの販売

が始まり、又ひとつ酪農と一体となった観光の柱ができて上がりました。

そこで、観光振興に民間の発想も取り入れながら、情報・企画の発信ができる拠点施設が必

せるように万全の体制で臨みたい。

地区に発生していることは、タンチョウの増も一因だと思いますが詳細については、環境省から委託を受けた調査結果を待ち、対応策を検討します。

また、現在、国の動きとして鳥獣被害の防止対策で、市町村が総合的な対策を講じていけるよう関連法案が今国会に提出されていることから、今後これらの動きを含め本村の取り組みを様々な角度から検討してまいります。



被害を受けたサイレージ

要であります。

そして、議会や有志の方々もそれぞれに先進地視察を行い、核となる施設の必要性を感じたところでもあります。

拠点施設の整備について伺います。

日野浦村長

「観光の核となる施設」についてであります。現在の観光

施設や地域資源等を生かし関係団体や民間サイドの英知を結集して進めていきたいと思いますが、立地条件や集客性等検討すべき課題はあります。いずれにしても、拠点施設も含め、観光振興策についても前向きに検討を進めて行きます。



京極町道の駅

今後の一次産業の臭い対策について 「臭い」制御の調査研究にも意を用いていきたい

大津議員

日野浦村長

炭焼きから発生する、臭いと煙の対策やコスト等を勘案して生産中止のようですが、村内で木炭の販売や利用している企業もありますし、林業振興の点から見てもマイナスでありますので、木炭の生産継続と臭い対策に対して、森林組合と十分協議して頂きたい。

また、基幹産業の酪農も基盤整備や生活環境充実に取り組んでおります。

生活環境を意識の異なる、一般住民の方にも理解してもらえない様、今後この臭い対策に対して、村の助成や補助協力をお願い致しますと共に、お考えを伺います。

地元の間伐材を活用した木炭生産は、林業や産業全般の振興につながる重要なものであり、今後の炭窯の有効利用や新たな形態での木炭生産が、進められていくことを期待しております。諸問題に対しても支援協力して行きたい。

酪農経営に関連する臭いについては、村内の各農家で周辺環境に配慮し対策を講じて営農が進められております。今後も快適な農村環境の維持や地域住民の安心した生活確保のため、家畜糞尿等の適正な処理に努めて頂きたい。

また、民間企業の「臭い」制御開発がなされておりますので検討して行きたい。

補 正 予 算

●平成19年度鶴居村一般会計補正予算

歳出歳入それぞれ115,435千円を追加し、予算の総額を3,527,159千円としました。主なものは、村立診療所に隣接している医師住宅の改修工事によるものです。

●平成19年度鶴居村水道特別会計補正予算

歳入歳出それぞれ44千円を追加し、予算の総額を38,694千円としました。主なものは、給与制度の改正によるものです。

●平成19年度鶴居村農業集落排水事業特別会計補正予算

歳入歳出それぞれ787千円を減額し予算の総額を88,813千円としました。主なものは給与制度の改正によるものです。

●平成19年度鶴居村国民健康保険特別会計補正予算

歳入歳出それぞれ24,130千円を追加し、予算総額を329,714千円としました。主なものは医療費の増加に伴うものです。

●平成19年度鶴居村診療所特別会計補正予算

歳入歳出それぞれ5,567千円を追加し予算総額を71,675千円としました。主なものは検査手数料、薬品購入費です。

●平成19年度鶴居村介護保険特別会計補正予算

歳入歳出それぞれ20,537千円を追加し予算総額239,545千円としました。主なものは、居宅介護サービスの利用者の増加によるものです。

《平成19年第2回臨時会》

第2回臨時会が12月27日招集され、議案1件、意見書案2件が審議され、原案どおり可決され終了しました。

補正予算

・平成19年度鶴居村一般会計補正予算（第4号）

灯油価格高騰による対策として、「福祉灯油購入緊急対策助成事業」を行なうこととし1,400千円を追加し、予算総額3,528,559千円としました。

意見書

・地方の道路整備と道路特定財源に関する意見書

地方においての道路整備は不十分であり、毎年、道路特定財源のほか多くの一般財源を投入していることから、現行の税体系を維持し道路整備財源が充実する施策を講じられるよう要望する内容です。

・灯油等石油製品の価格引き下げの緊急対策を求める意見書

定例会の内容から、特定した項目を削除したもので、趣旨・内容は変わりません。

上記2件の意見書については、6月及び12月の定例会で類似または同様の内容で意見書を提出していましたが、この程、国・道及び本村において、緊急措置としての福祉灯油の助成事業が実施されることとなったことから、道路整備に係る財源の確保を重点として整理し、かつ、引き続き石油製品の価格引き下げ対策を求め、提出することになったものです。

意見書

- ▶有害鳥獣の抜本強化に関する意見書
 - ▶第二期地方分権改革にあたり地域間格差の解消を求める意見書
 - ▶灯油等石油製品の価格引き下げの緊急対策を求める意見書
 - ▶「森林環境税（仮称）」の導入を求める意見書
 - ▶割賦販売法の改正を求める意見書
 - ▶後期高齢者医療制度の円滑な実施に関する要望書
- 意見書5件要望書1件を各関係機関に提出

陳情

- ▶悪質商法被害を助長するクレジットの被害を防止するための割賦販売法の抜本的改正に関する陳情
 - 第3回定例会において総務常任委員会に付託され、審査報告を受け採択
- ▶後期高齢者医療制度に関する要望
 - 第3回定例会において総務常任委員会に付託され、審査報告を受け一部採択
- ▶アイヌ民族に関する総合的施策確立のため国に審議機関設置を求める意見書提出の陳情
 - 総務常任委員会に付託、継続審査

道内行政視察

去る十月二十三日より四日間
に渡り、赤井川村、喜茂別町、
蘭越町、むかわ町へ全議員が参
加し行政視察に行つてまいりま
した。内容につきましては、総
務常任委員会、産業常任委員会
の委員会活動の中で報告します。

委員会活動

▼総務常任委員会

(1)十月二十四日～二十五日に渡つ
て、後志管内喜茂別町及び蘭
越町へ委員派遣を行ない、民
間委託化推進プロジェクト、
協働の町づくり、地域づくり、
子育て支援についての視察調
査を行いましたので報告し
ます。

喜茂別町

①民間委託化推進プロジェクト
について

多くの自治体の財政状況は厳
しさを増すばかりであり、本村
においても住民サービスの低下
を招かないような、事務事業の
効率化や予算規模の適正化を図
つて、経費の節減を行なっており
ますが、なかなか民間委託事業
や行政機構の改革も進んでおり
ません。

そこで、総務省の地方応援プ
ログラムの指定を受け、民間委
託化推進プロジェクト立ち上げ
民間へのアウトソーシングをし、
職員の減員を現実に行なってい
る喜茂別町を選択して研修を行
ないました。

平成十七年度から二件で指定
管理者制度を導入し、平成十八
年度から「観光業務」「公用車運
転代行業務」「職員給与計算等業
務」を、平成十九年度からは「広
報編集等業務」「道路管理等業務」

「患者輸送バス運行業務」をア
ウトソーシングして、内部管理
業務の職員数を抑制し、平成十
五年から十九年までで十二名減
員を行なっていました。

しかしながら、ただ減員する
だけでなくサービスの低下を招

かないよう、直接住民と接する
保健師等の増員を図り、必要数
を確保しておりました。

今回研修をして感じたことは、
私たちが「広報編集等業務」「道
路管理等業務」「公用車運転代行
業務」等、同じ提案をしており
ました。

しかし、内容については一致
するものではないですが、テー
マとしての取り組みは間違つて
いないと多少とも自身を持った
ところでした。

ただ、丸投げ的な業務委託も
ありましたので、この点につい
ては厳しく議会において本来の
目的から外れないよう、チェッ
クされており感心させられまし
た。

また、スタッフ制までいつて
ないが事業業務の見直しをし、
課系の整理統合を進め柔軟な組
織体制を整えていました。

本村においても、今以上に「魅
力ある自治体」に生まれ変わる
ためにも、独自のプロジェクト
を考え、前向きに取り組むべき
と思います。

蘭越町

①協働の町づくり、地域づくり
について

宮谷内町長が長年にわたり行
政執行の柱とし、実績も上げ推
し進めております「協働の町づ
くり」を研修目的として訪問を



喜茂別町の視察

いたしました。

『住民参加の町づくり』事業
として、平成元年から町長が要
望や意見を直接聞く「ふれあい
電話・ようこそ町長室」を、ま
た「町政懇談会・お茶の間懇談
会」も十一月から一月まで、日
曜や夜でも住民が一番集まれる
日時に合せて行っております。

そして、平成二年から「女性
の目から見たまちづくり討論会・
小学生サミット」平成十一年「中
学生と町長が語る」平成十五年
から「まちづくり高校生議会」と
各層すべての意見を聞いて町政
の推進に反映させておりました。

次に『財政の情報公開による
住民参加』ですが、二十三ペー
ジからなる「予算概要書の全戸
配布」や情報開示している「決
算書」・「行政評価」とページ数
が多くても非常に見やすく理解

しやすい資料となっており感心
しました。

また、平成十一年から財政状
況の透明性を確保し、住民に分
かりやすい情報の提供すること
を目的に「バランスシート」を
作成しています。

本村も住民とともに協働で創
る村政を掲げ、情報の開示が村
づくりの課題であることの認識
を深めながら「協働の町づくり」
をしてありますが、蘭越町の取
り組みを見て感じたことは「協
働の町づくり」という理念が住
民に深く根付いているというこ
とです。

しかしながら、このように実
績を上げておられる町長でさえ
「協働の町づくりは簡単のよう
で難しい」とのことですから、
本村においては一刻も早くその
理念の浸透への一歩を踏み出す
べきではないかと思いました。

②子育て支援について

蘭越町の子育て支援の取り組
みは、認可保育所一箇所、へき
地保育所一箇所、季節保育所二
箇所が現在設置されております。

昭和三十四年開設当時は、満
二歳児からを対象としておりま
したが、女性の社会参加等によ
り仕事の継続をしながら、子供
を生み・育て安心して預けられ
る保育所を望む声が強くなり、
昭和五十四年から一歳二ヶ月、平成

支援センターについては、平成九年から保育所内にて開設し、平成十四年から主任保育士の指導の下、専任の嘱託指導員一人を配置して実施しておりました。

この様な保育スペース確保・子育て支援事業の充実等においても施設が狭隘で支障をきたしている状況から、来年七月オープンに向けて新蘭越保育園の施設建設が行なわれております。

そして、保育所に「地域子育て支援センター」を併設し、年間二〇〇〇人からの利用者の対応、子育て家庭の支援活動の企画、調整実施をする職員を配置し地域の保育需要に応じた特別保育事業の更なる充実に向けて取り組んでおりました。

本村においても、この様な拠点施設を検討すべき時期にあると思われます

特に、今回二町の研修にて感じたことは、直接住民の方との話し合いはありませんでしたが、「協働の町づくり」が住民のボランティア参加の状況や「行政の弱者への配慮」等、ともに感じ合っているなどと言えるものが、喜茂別町・蘭越町にありました。

赤井川村

①グリーンツーリズムについて
農業と観光産業の連携、キロ
ロリゾートを核として村内生産
者（七戸）による共同の直売所
の開設、また宿泊客や修学旅行
生を対象とした農業体験、収穫
体験、都市住民との交流等の取
組みで観光振興も図っている。

また、積極的にホームページで紹介をし、ロードマップで赤井川をアピールして外部対策もしっかりしていた。

②地場産品商品開発について

「小規模事業者新事業全国展開支援事業」を立ち上げ、

一、これまでに開発された特産品の検証

二、地域の素材を生かした新たな特産品の開発

三、「日本で最も美しい村」宣言の地として観光情報の発信などを柱に全国へPR。販売開拓などの取組み。

商工会の熱心な取組みがあり
「赤井川薬膳カレー」と「ボト



ルウオーター」の開発。

消費都市である札幌、小樽に近い土地条件。

恵まれた自然条件、カルデラ盆地特有の気候条件。

キロロリゾートを中心とした
入り込み入口の多さ。これを柱

に「住みたくなる、行きたくなる、くつろぎの村」を目指し高

い取組みがなされている。
むかわ町

①地域情報化整備について

むかわ町ではテレビ難視聴地区解消にむけ、高速通信網整備

によるテレビ、インターネット
サービスの提供を柱とした

「e-townんほぐ」に取り組ん



でいます。本村も、通信環境において、格差解消がさげばれていますが、今回の視察では、運営組織の形態、料金の算出方法、情報端末装置の機能について学んでまいりました。

(2)十月九日、全委員出席で家畜糞尿処理等について調査を行いました。

①家畜糞尿処理について
家畜糞尿の圃場散布による、村への苦情は河川の汚濁及び悪臭の三件あった。

臭効果に取組んで効果を上げて
いる農家もあり、地元の実態調
査を実施する必要がある。

また、合わせて寒冷地での発
酵促進策の調査も実施する。

②牛乳プラントについて

猿払村振興公社は、平成十八
年度低コストの牛乳プラントを
設置した。村では、同規模の機
器を酪楽館内に設置し、現有施
設との稼働の可能性を検討して
いる。今後現地調査等、調査を
実施する。

◎十二月五日議会運営委員会を開催し、第四回定例会議日程等の調整について協議し会期を十二月十一日から十二日迄の二日間と決定しました。

▼閉会中の継続調査 調査事項

①次期定例会の会期日程等議会の運営に関する事項

② 議会の会議規則、委員会条例等に関する事項

③ 議長の諮問に関する事項

選挙

鶴居村選挙管理委員及び同補充員の任期満了に伴う選挙が行なわれ次の方々が当選されました。

〈選挙管理委員〉

渡辺 巖氏
(鶴居村幌呂)

大澤 拓也氏
(鶴居村鶴居)

大島 守氏
(鶴居村鶴居)

佐瀬 正人氏
(鶴居村鶴居)

〈補充員〉

第一順位 岩崎 幸市氏

第二順位 佐藤 邦彦氏

第三順位 相馬寿美枝氏

第四順位 泉 哲哉氏

主要施設・事業執行状況現地視察

平成十九年度

十一月一日、村理事者と議員が、本年度取り組んでいる道路や各種施設の執行状況を視察。現地では役場担当職員から事業内容の詳細な説明を受けました。主な視察先は幌呂公住、支雪裡コミュニティセンターなどで事業主体が鶴居村五十三件、釧路



支雪裡コミュニティセンター



幌呂公営住宅

釧路支庁管内町村議会議員研修会

十一月二十二日、鶴居村総合センターにおいて平成十九年度、釧路支庁管内町村議会議員研修会が開催されました。当日は鶴居村議会より十名が参加し、管内では九十六名の出席があり、釧路管内議長会会長の開会のあいさつがあり、開催地の日野浦村長の来賓祝辞の後、講師に神原勝北海学園大学法学部教授を迎え、「強い議会と自治体再構築の展望」と題し、自治、議会基本条例を中心に講演をいただきました。首長と議会の基本的関係は、政治（決定）は議会、行政（執行）は首長であり首長と議会は政策循環（立案、決定、実行、評価）を多様に担う。又、栗山町議会基本条例を例に議会は、その持てる権能を十分に駆使して、論点、争点を広く町民に明らかにする責務を有している。自由闊達討議をとおして、これら論点、争点を発見、公開することは討論の広場である議会の第一の使命である。など非常に中身の濃い講演であり、意義のある研修会でした。

認定

平成十九年第三回定例会において、平成十八年度鶴居村各会計歳入歳出決算の認定が求められ、決算特別委員会を設置し、委員会に付託されました。（委員長天津泰則氏）

平成十九年十一月十二日本委員会を開き、理事者の出席を求め質疑を行い、監査の意見書を参考に慎重な審査の結果、原案通り認定する事に決しました。

◎今定例会で委員長報告がされ、本会議において認定されました。



村議会の動き

- 10月9日 産業常任委員会
 23日 } 道内行政視察
 26日 }
 29日 北海道市議会議長会道東支部議員研修会
 30日 釧路広域連合議会定例会
 11月1日 主要施設事業の執行状況等現地調査
 12日 決算特別委員会
 総務常任委員会
 22日 平成19年度釧路支庁管内町村議会議員研修会
 23日 支雪裡コミュニティセンター落成祝賀会
 12月3日 釧路北部消防事務組合臨時会
 5日 議会運営委員会
 11日 } 第4回定例会
 12日 }
 14日 }
 20日 } 広報委員会
 25日 }
 22日 釧路北部消防事務組合鶴居消防署第2分団消防自動車入魂式
 26日 } 釧路広域市町村事務組合議会定例会
 釧路公立大学事務組合議会定例会
 27日 第4回臨時会
 1月5日 鶴居消防団出初式
 9日 広報委員会

読者の声



鶴居村観光協会

会長 佐々木 昇 一

鶴居村における観光の位置付けは道東屈指の立地条件を兼ね備えている村であり、タンチョウをはじめ鶴居村の基幹産業である酪農は、日本のどこにも引けを取らない牧歌的酪農郷です。しかし残念ながら現在はこの優位な条件を充分に生かしてはいないのが現状です。いま観光協会はこの優位な地域性をふまえ湿原、タンチョウ、酪農の牧歌的風景を有効活用するために村内施設間（どさんこ牧場、運動広場、パークゴルフ、

ふれあい農園等）をネットワーク化し従来、点であった観光を線で結び滞在型の観光にするべきメニューを検討しています。また、観光のみならず農業と商業と工業との連携を視野に入れた鶴居村ならではの「体験型観光」をブランディングしています。そこには、農業者・商工業者をはじめとし、村の多くの団体、サークルとの関わりが密になり、新たなビジネスチャンスが生まれ、まさに「地域づくり型観光」そして地域振興策になることと思います。

この度、酪産館のゴールドラベルチーズが創業わずか半年で「農林水産大臣賞」受賞する偉業達成したことにはまさに快挙であり、関係者の皆様に敬意を表したいとおもいます。協会としてこの受賞を千載一遇のチャンスとし長年の懸案でした「鶴居村のお土産」の開発に、大いに励みとなつていきます。また、この受賞の一端を担っているのが、日本最高峰の乳質を誇っている鶴居の牛乳、すなわち酪農家の皆さんの勤勉そして努力の結果であることも決して忘れることは出来ません。

多様化する観光客のニーズに対応するためには、観光施設のみならず地域の総合的な魅力向上が必要不可欠だと思えます。また、地域振興の観点からは、地域産業の振興、地域住民の生き甲斐づくり、生活環境整備など結びついた観光の方向が見えてくるのではないのでしょうか。

あとがき

▼明けましておめでとうございます。
 平成二十年新春号お届けいたします。

松井議長、釧路管内町村議会議長会会長に

松井宏志議長は十一月九日開催されました釧路管内町村議会議長会臨時会に於て、会長に選出されました。



第2分団に導入された消防車

広報調査特別委員会

委員長 武藤 清隆
 副委員長 吉田 保博
 委員 瀬川 勝巳
 委員 東 隆行

▼昨年は、四月に行なわれた村議選により選ばれました新人議員二人を含む四人で編集にあたりましたが、九月により親しまれる議会だより作りをめざして多くの住民の皆さんにアンケート調査に御協力いただきました。貴重な御意見の数々本当にありがとうございました。今後の紙面作りに大いにいかしたいと思っています。

▼昨年の一年の世相を表す漢字に「偽」という字が選ばれました。嘘、偽わりというものはいつかつじつまが合わなくなり破綻するものです。一昔前までは、大半の事は性善説を前提に物事を進めて来ましたが、それが日本の文化の一つだった様に思えます。

今一度古き良き日本文化構築に向け皆さんで考えてみたいものです。

▼今年こそ「善」のたぐいの言葉が選ばれる事を願って止みません。

議会って？Q&A

Q 請願・陳情って？

A

請願は、国民が国や地方自治体に一定の希望を述べることで、憲法で国民の基本的権利として保障されているものです。地方自治体へは、当該自治事務・事業に対する内容となるものが考えられます。

提出には、紹介議員の署名又は記名押印が必要です。

陳情は、法律上保障された権利ではないが、国や地方公共団体に、その実情を述べ、適当な措置を要望することで、紹介議員を介さないものです。

※詳細については、事務局にお問合せください。

Q 何処に、どう出すの？

A

請願書には、邦文を用い。趣旨、年月日、住所氏名を記載し、押印のうえ、紹介議員の署名書類とともに議長に提出することとされています。

記載上の不備等があった場合は、訂正のうえ再提出しなければなりません。陳情書も、上記に準じて提出することとなります。

※提出等される場合は、事前に事務局へご確認ください。

Q 出された請願はどうなるの？

A

提出された請願は、本会議に諮られ、関係常任委員会に付託され審査されます。

採択された場合は、請願内容により関係機関等へ通知し、その改善等の回答を得ることとなります。又、請願者にその結果を通知します。

陳情も上記に準じた扱いとなりますが、内容によっては、議長判断又は議運審査で不採択の取扱いとなります。その場合、各議員に内容を周知することとなっています。